

件名	愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	道路建設課
根拠法令等	愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例 道路法(昭和27年法律第180号) 道路構造令(昭和45年政令第320号) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)
【改正の概要】	
<p>1 自転車通行帯の規定を新たに追加</p> <p>自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定。</p> <p>2 自転車道の設置要件関係</p> <p>専ら自転車の通行の用に供するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分である「自転車道」の設置要件として、新たに自動車の設計速度が1時間につき60キロメートル以上の道路であることを追加。</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	